

音声記録（抜粋 1）の反訳

録音日：2023(R5)0619

反訳者：野村一也（請求人）

[野村]

あれ建物の敷地はねやむなくね、建物を建てる関係で貸してるけどもね、駐車場は町の駐車場ですよ。そういう感じだったんですよよ？町の駐車場なんですよ。

[坂野]

建物の周りですか？

[野村]

そう、建物の周りじゃない。駐車場の話。

[坂野]

（不明）

[野村]

違う。その建物の前面の話し。ポツンと、あそこの、建物のあるところだけに分筆、分筆され・・・米田さん記憶ありますか？

[米田]

筆は入ってないと思います。

[野村]

えっ？

[米田]

筆は入ってないと思います。

[米田]

（不明）はかかっていないと思う

[野村]

分岐線は入ってないか・・・

[米田]

ただ賃貸の・・・

[野村]

賃貸の対象としてね、

[米田]

私も上で資料見ないと分からない。筆入っていないんで、地番で貸してる。その範囲がどうであったかってのは、ちょっと資料を確認しないと・・・

[米田]

あれね。駐車場は、町の駐車場ですよ。

町の駐車場。なぜなら、公園の中で木工販売店をやろうとして、それを許してるから。その土地だけを貸してるんです。当然、木工所に来る人もいれば、公園に来る人もいる。だから駐車場、そのままなんですよ。だから、これ、僕調べよとしたときに、あなたに聞きましたよね？「まさか、駐車場の除雪まで町でやってないでしょうね？」と。ほとんど占有させていながら。駐車場までも町でやってないでしょうね。

芝生は、あなた方やってますよ。事実上、公園を独占して、綺麗な芝生の手入れを町がやってくれと。タダ同然で金額で借りて、しかもそれは、金を儲けるための転貸に出されてる。公益性なんか、どこにあるのか、全くわからないよ。そんな状態ですよ。あれ町の駐車場なんですよ。町の駐車場であるならば・・・

これ昨日、前から気付いたけど、

(写真を見せながら) なんでコンテナを置くんだよ？

[米田]

本当だ。

[野村]

常時、置いてますよ。でね、「住宅がどこに公益性があるの？」と、それを「賃貸を認める必要性は何であるの？」ということは、100も200もいっぱいあるけど、ちょっと、それは置いといて。普通、駐車場っていうのは、民間の人が、オラ

が駐車場に使うことってのは許されないんですよ。

住宅をあなた方がなぜ許可しているのか分からない。でも「そこに町の駐車場を、住宅の一部として使っている」なんてことは、どこにも正当化する材料はなくて、全くないよ。それを3台も置いてるよ。クルマを。オラが公園だよ。もう。

町に管理してもらってるオラが公園になってるよ。そこで金儲けしてるんだよ。信じられないよ僕は、あなた方のやっていることが。何で、この前のメールはないんですか？あるでしょう？この前に。「こういう人に貸したいんだ」と。「住宅で使いたいんだ」と。「職業こういうことしてる人です」と。

あなたは、何か、あたかも、それは、関与すべきことじゃないかのように言ってるけど。そうですか？

[米田]

これに関しては確認させてください。いずれにしてもですね・・・

[野村]

ちょっと待って、ちょっと待って。あなた書いている内容っていうのは、建物の賃借に関しては町の裁量に及ぶところではありません。

これ誰の判断ですか？あんたがここまで判断していいんですか？こんなこと。

[米田]

これも、これ以前の決裁文書によって、全て開示させていただいてる所で・・・

[野村]

ありますよね。当然。

[米田]

ございまして。それに関しては、これ以前の開示請求によって、開示させて頂いたつもりではございます。それも含めて確認をさせてください。

[野村]

ちょっと待って。この文章は、22年、去年ですよ？去年の2月ですよ？

[坂野]

うん。うーんと22年、22年・・・22年だから令和4年・・・2月・・・このメールは・・・

[野村]

なんで、それが、あなたが思いつくところだって、当然、決裁文書があるはずで。なんで、それに対して、全ての書類が、全ての書類がこれだけなんだよ？なんで？

[坂野]

これ令和3年12月3日以降ですよ？令和3年12月、11月以前は、もう・・・

[野村]

ちょっと、あのね、あなた方が、役所の人たちが、一生懸命元号を使い続けるから、僕、仕方なく入れてるけど、ちょっと、僕の頭では、西暦しかないんですね。何年前かの答えも計算できないから、瞬時にね。だから、2020年なんです、僕の頭の中では。これ2022年ですよ。

[坂野]

12月3日っていう日付がですね、確か、令和3年の日付で・・・

[野村]

ちょっと、だから、令和は止めませんか？

[坂野]

21年ではないですか？

[野村]

えっ？

[坂野]

21年ではないですか？

[野村]

20年のつもりで書いてます。20年のつもりで。

[坂野]

間違いないですか？

[野村]

あなたに、最後に見せてもらったのは、3階の会議室で、もらったのが、2020年ですよ。僕はそれやる気なくしちゃったから。あなた方が、あまりにも、

[坂野]

令和2年、2年、令和2年だと私いないので、令和3年じゃないですか？

[野村]

ああ、本当に、あのね、あなた方は、それが当たり前のようにやってるけど、僕は外国人だと思ってください。

外国人で、日本にやってきて、自分の生年月日を、お前の生年月日は昭和何年だと言われて、それで書かせられる苦痛を、感じてください。少しは。

[坂野]

令和3年とかはいいんですけど、20年じゃなくて21年じゃないですか？っていうふうに聞いているんです。違いますか？

[野村]

あのね、少なくとも、錯誤があったかもしれない。あったかもしれないけど、でも、僕が言っているとおり、20年と主張してるわけですよ。ここに20年と書いてあるわけですよ。

[坂野]

令和3年になってるでしょ？

[野村]

括弧になっているでしょ？括弧に。

[坂野]

11月以前は情報公開してるはずなんですよね。なので、令和3年だと思って、12月3日以降の文書を開示させてもらいました。

[野村]

令和3年は2021年末です。だから、これ錯誤ですよ。僕が意図してるのは、2020年、つまり令和2年。

[坂野]

前回、開示を受けたってというのは、2021年じゃないですか？

[野村]

僕は2020年と記憶してましたけど。

[坂野]

3階でやったのは、私、同席してました。

[野村]

確認します。

(しばらく、無言で確認作業)

[野村]

このこと？。確かに21年、この20年の錯誤がある、21年の前回やってるのは、そのときに、その前の分までもらってる。あなた、米田さんが言ってるのは、このこと？

[米田]

これ以前のものは、これ一式という私は認識です。

[野村]

これでもね、ここに書いてあるのは、具体的などという人でってことは書いてない。今の、賃貸人がどういう人なのか。今の賃貸人が、賃借人がね。このときの段階では、レストランをやりたいという人がいるんだけど、まだ決まってないと。つまり、誰に貸したってことは、具体的に出てないんですよ。そのときの文書には。その間のブランクは何でないんですか？

[野村]

僕は、ここに書いている通り、公益性を、あなた方がどこで求めたの？と。認めたの？

[米田]

10月からこの12月の間にまだ文章あるんじゃないのって話ですよ

[野村]

そうです。

[米田]

うん。それについて精査された結果、これが出てきてる。野村さんとしては、「この間にまだあるでしょうよ」「この上に何かあるでしょうよ」って話ですよ？うん。分かりました。

[野村]

あれ住宅なんですか？住宅でしょ。どう見ても、

[米田]

店舗兼住宅と認識、私の記憶では。

[野村]

いや、あなたの、この中に、何か「販売」と書いてあるけども。自宅でメルカリの転売を行って、それ、どこに公益性があるんですか？例えばの話ですよ。自宅で何やってるか分かんないけど、基本的に自宅。それにどこに公益性があるんですか？町の土地を占有させてね、そこで商売をやらせる。年間6000円で貸したものを、月20万で、賃貸させて、ボロ儲けできる商売やらせる、メリットが？どこに公益性があるんですか？

[米田]

これちょっとスクロールしてもいいです？

[野村]

どうぞ。

[米田]

これ、当時、取られた資料は、この5枚だけ？

[野村]

他にもあります。

[米田]

ございます。公益性の説明という・・・

[野村]

この時点では、具体的なものは来てないんですよ。どういう人に貸すんだという話は、出てないんですよ。

でね、書類は、僕は、もちろん、もらいたいけども、たまたま、あなたは、今、目の前にいるから、聞いてるんです。あなたは、あたかも、「自分たちの関与するところじゃない」みたいな言い方をしてるけど、本当にそうなんですか？関与しないといけないでしょう？

「こんなことだったら、町の土地の上で…転貸は認められませんよ」と、公益性が全くないものに対してね。そうじゃないんですか？ね。その説明してくれよ、

[米田]

その公益性の説明に関して、野村さんのご質問に答えることはできないかもしれませんが、当時の経緯っていうのをまとめた資料を、これの前段階の開示請求において、私の方で作成した起案文書があった記憶があります。

[野村]

それとね、賃貸契約書。当然、僕が気にしてるのは、業種、それから、契約期間、当然、あなた方は、それぐらいは事前にもらってる。こういう業種で、この期間の契約でやろうと思ってる、ということは、当然、打診を受けてるよ。あなた方はね、それを了承したんだよ。

ね。当然、決裁文書を起こして、町長と副町長のハンコを押して。そこに公益性の説明を求めないけども、僕は、到底、それに公益性があるようには、見えないよ。いま見てる限り。